2　前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた取引情報を提供しなければならない。

（取引情報蓄積機関による取引情報の保存）

第十条　法第百五十六条の六十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2　取引情報蓄積機関は、前条の規定による取引情報の提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

一　第六条第一項第一号に掲げる取引　受渡しの日

二　第六条第一項第二号及び第四号に掲げる取引　権利行使期間の末日

三　第六条第一項第三号に掲げる取引　取引期間の末日又は受渡しの日のいずれか遅い日

3　取引情報蓄積機関は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたことを知ったときは、次条第二項の規定による提出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じたことを知った場合には、当該提出の時）までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4　第二項の記録は、電磁的記録により作成しなければならない。

（取引情報蓄積機関による取引情報の報告）

第十一条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の六十五第二項の規定により、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、第九条第一項の規定による提供を受けた日の翌営業日（当該営業日までの間に当該記録に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知った場合には、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日）までに、金融庁長官に提出しなければならない。

2　取引情報蓄積機関は、前項の規定による提出後、当該提出に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたことを知ったときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じたことを知った日の翌営業日までに、金融庁長官に提出しなければならない。

3　前二項の提出は、電磁的方法により行わなければならない。

第四章　取引情報蓄積機関

（指定申請書の添付書類）

第十二条　法第百五十六条の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第七号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員（法第百五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第五号及び第六号、第十七条第二項第八号から第十号まで並びに第二十条第二項第三号ハ及び第三項第三号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員（法第百五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号、第十四条、第十七条第二項第四号及び第十八条第四号において同じ。）が法第百五十六条の六十七第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五　役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六　取引情報蓄積業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七　申請者の事務の機構及び分掌を記載した書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書類

（役員の兼職の制限）

第十三条　法第百五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　金融商品取引業者等である法人

二　外国の法令上前号に掲げる者に相当する者である法人

2　法第百五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業とする。

（取引情報蓄積機関の役員の兼職の認可の申請等）

第十四条　取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員は、法第百五十六条の六十九の規定により、前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は前条第二項に規定する事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該取引情報蓄積機関を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　履歴書

三　取引情報蓄積機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四　他の法人の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び取引情報蓄積機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五　現在営んでいる前条第二項に規定する事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六　新たに前条第二項に規定する事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る取引情報蓄積機関の代表者若しくは常務に従事する役員が取引情報蓄積機関を代表すること又は取引情報蓄積機関の常務に従事することに対し、当該申請に係る他の法人を代表し若しくは常務に従事し、又は事業を営むことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（兼業の承認申請）

第十五条　取引情報蓄積機関は、法第百五十六条の七十二第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）

二　兼業業務の開始年月日

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　兼業業務の内容及び方法を記載した書面

二　兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三　兼業業務の運営に関する規則

四　兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面